

# 石狩市森林整備計画(概要版)

計画の期間：令和5年4月1日～令和15年3月31日

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### ●森林整備の現状と課題

#### ○石狩市の状況

市総面積 72,242ha

地域の森林 53,342ha(林野率74%：国有林41,192ha、市有林2,110ha、私有林10,041ha)

#### ○課題

・小規模森林所有者が多いとともに、間伐などの管理がされない未施業森林の占める割合が大きい。

### ●森林整備の基本方針

・森林のもつ多面的な機能を発揮させ、河川の水質保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、環境教育等に努め、市民とともに森林づくりを進めるため、それぞれの森林に期待される機能に応じて区域を設定します。

・森林の機能に応じた望ましい姿へ誘導するため、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を図ることとします。

・林道等の林内路網については、引き続き計画的な路網整備を推進することとします。

・小規模分散型施業から森林施業の集約化を促進するため、林業関係者が一体となり施業の合理化による低コスト林業を進めます。

○森林に期待される機能に応じて5つの区域を設定します。

- ・水源涵(かん)養林・・・良質な水資源の安定供給の確保を形成する森林
- ・山地災害防止林・・・土砂流出・崩壊の防備など災害に強い国土基盤を形成する森林
- ・生活環境保全林・・・風害などの影響を緩和し、快適な生活環境を形成する森林
- ・保健・文化機能等維持林・・・憩いと学びの場の提供、自然景観・歴史的風致の提供及び生物多様性の保全などを目的とした森林
- ・木材等生産林・・・木材等の持続的・安定的・効率的な供給を目的とした森林

## II 森林整備に関する事項

### ●森林の立木竹の伐採に関する事項

・地域の標準的な伐齢期について明示

エゾマツ 60年、トドマツ 40年、カラマツ 30年、天然林広葉樹 80年 など

・伐採の標準的な方法について明示

皆伐、択伐

・その他伐採の際に注意する事項について明示

### ●造林に関する事項

・人工造林及び天然更新に関する事項について明示

対象となる樹種、植栽時期、植栽本数 など

・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準と所在について明示

木材等生産林の人工林、水源涵養林の水資源保全ゾーン など

### ●間伐及び保育に関する標準的な方法と基準

- ・樹種別の標準的な間伐時期等について明示
- ・保育の標準的な作業について明示
  - 下刈り、除伐、つる切り など
- 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - ・各森林区域の解説と施業方法について明示
    - 水源涵(かん)養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林、木材生産林
  - ・各森林区域に重複して設定した区域について明示
    - 水資源保全ゾーン、生物多様性ゾーン（水辺林タイプ、保護地域タイプ）
- 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項
  - ・森林の施業または経営の受託等による規模拡大の促進方策についてを明示
  - ・森林の施業または経営の受託等を実施するうえで留意すべき事項について明示
- 森林施業の共同化の促進に関する事項
  - ・施業実施協定の締結とその他森林施業の共同化の促進方策について明示
  - ・共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項について明示
- 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - ・路網密度の水準及び作業システムについて明示
  - ・路網整備を計画する区域について明示
    - 八幡町高岡地区、厚田区嶺泊地区、八幡町シラトカリ地区（当初）
  - ・基幹林道の整備計画について明示
    - 林道毘砂別線開設、林道加賀の沢線改良、林道古潭越線改良、林道室蘭沢線改良
  - ・林道等の維持管理について明示
- その他必要な事項
  - ・人材の確保、林業事業体、機械化の促進などについて明示

### III 森林の保護に関する事項

- 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - ・エゾシカによる森林被害を防止するため、その方法について明示
- 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
  - ・森林病虫害の駆除及び予防の方法について明示
  - ・エゾシカを除く鳥獣害対策について明示
  - ・林野火災の予防の方法について明示

### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- ・保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の一体的な整備の推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林ですが、本市では設定区域はありません。

### V その他森林の整備のために必要な事項

- ・森林経営計画の作成に関する事項、森林整備を通じた地域振興、森林の総合利用の推進、住民参加による森林の整備などについて明示
- ・保安林その他制限林の施業方法について明示
  - 立木の伐採方法、伐採の限度、植栽の方法・期間及び樹種 など